

第79回国民スポーツ大会 栗東市およびデモンストレーションスポーツ競技団体の

業務分担・経費負担基本方針（案）

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催にあたり、栗東市およびデモンストレーションスポーツ競技団体は、財団法人日本スポーツ協会が規定する「国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、次の基本方針にて業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 栗東市が担当する業務と負担する経費

- （1）競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務の支援補助をおこなう。
- （2）開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、総合的な大会の準備および運営に関する業務の支援・補助をおこなう。
- （3）競技会場および練習会場となる市有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 デモンストレーションスポーツ競技団体が担当する業務と負担する経費

- （1）開・閉会式の実施、競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- （2）競技会場および練習会場となる市有の施設・設備の利用手続きに関する業務を担当し、経費を負担する。

3 経費負担

- （1）経費の負担に関して必要な事項は「第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付要綱」に別に定める

第79回国民スポーツ大会
デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 会長は、わた SHIGA 輝く国スポ（第79回国民スポーツ大会）におけるデモンストレーションスポーツ競技団体の財政負担の軽減と円滑な運営を図るため、デモンストレーションスポーツ競技団体（以下「競技団体等」という。）が実施する競技会等の運営に要する経費に対し、わた SHIGA 輝く国スポ会場地市町運営交付金交付要綱（以下「県要項」という。）、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象事業）

第2条 交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、栗東市で開催するデモンストレーションスポーツ競技運営事業とする。

（交付対象経費および交付率等）

第3条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に直接要する経費で別表1に掲げる経費とする。

2 交付金の額は、交付対象事業ごとに別表1に掲げる交付率等により算出した額の合計額とする。

（交付申請）

第4条 規則第3条に規定する申請は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、会長が定める期日までに会長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）補助事業等に係る収支予算書（付表1-1から1-7）

（3）その他会長が必要と認める書類

（決定の通知）

第5条 会長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付を決定し条件を付して、競技団体等に補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）交付対象事業の内容または交付対象経費の分配を変更する場合は、変更交付申請書（様式第3号）を会長に提出し、あらかじめ承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

ア 交付対象事業の内容の変更で交付金の額に影響を及ぼさないもの

イ 交付対象経費の分配の変更で交付決定額の増額または20%を超える減額を伴わないもの

（2）交付対象事業を中止し、または廃止しようとする場合は、会長の承認を受けること。

（3）交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合または交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

（4）交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿および関係書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

2 前項に規定するもののほか、会長は交付金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することがある。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定を受けた日から起算して15日以内とする。

（状況報告等）

第8条 規則第11条の規定による報告は、事業中止（廃止）時に行うものとする。

2 前項の規定により報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、運営交付金事業中止（廃止）承認通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告は、補助事業等の成果を記載した事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

（1）事業完了報告書（様式第2号）

（2）収支決算表（附表1-1から1-7）

（3）その他会長が必要と認める書類

2 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、交付対象事業完了の日から起算して7日を経過した日とする。

（交付金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による。

（証拠書類の保存）

第11条 競技団体等は、交付対象事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、交付対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（概算払等）

第12条 交付金の支払いは、精算払いとする。ただし、会長が必要と認めるときは、交付決定額の2分の1に相当する額を上限に概算払いをすることができるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第３条関係）

事業	交付対象経費	交付率等
デモ ンス スト レー シ ョ ン ス ポ ー ツ 運 営 事 業	デモスポ運営の共通的経費および競技会場等の特殊性等により競技会ごとに必要性の異なる経費で、次に掲げる経費の合計額 (1) 救護医師・看護師への謝金 (2) 競技役員等の弁当代 (3) 運営用消耗品の購入に要する経費 (4) 看板類の作成（購入）に要する経費 (5) 医療品・救護用品の購入に要する経費 (6) 競技別実施要項、プログラム等印刷物の作成に要する経費 (7) 郵便料 (8) 仮設電話の設置料、使用料および通話料 (9) 競技役員等の識別用支給品の作成（購入）に要する経費 (10) 競技役員等の傷害保険の加入に要する経費 (11) 競技運営に必要な臨時仮設施設の設置、撤去等に要する経費 (12) 競技運営に直接必要な競技用消耗品の購入に要する経費 (13) 競技運営に直接必要な競技用備品等の借上等に要する経費 (14) 競技役員の交通費 (15) その他経費	交付対象経費から、競技団体負担金、参加負担金（参加料）およびその他の収入を控除した額（千円未満切捨て） 交付対象経費上限１競技あたり 75 万円 県：3 分の 2 以内 市：3 分の 1 以内

令和 年 月 日

(宛先)
国スポ・障スポ栗東市実行委員会
会長 竹村 健 様

申請者 住所
氏名

発行責任者
担当者
電話番号

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付申請書

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金について、下記のとおり交付金の交付を受けたいので、デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- | | | | | |
|---|-------|--------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | デモンストレーションスポーツ運営事業 | 金 | 円 |
| | | 合 計 | 金 | 円 |
- 2 添付資料
- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 収支予算書(付表1-1~1-7)
 - (3) その他会長が必要と認めるもの

令和 年 月 日

(宛先)
国スポ・障スポ栗東市実行委員会
会長 竹村 健 様

申請者 住所
氏名

発行責任者
担当者
電話番号

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったデモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金について、下記のとおり変更したいので、デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容および理由

2	変更交付申請額	デモンストレーションスポーツ運営事業	金	円
	合 計		金	円
3	既交付決定額	デモンストレーションスポーツ運営事業	金	円
	合 計		金	円

4 添付資料

- (1) 変更事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 変更収支予算書(附表1-1~1-7)
- (3) その他会長が必要と認めるもの

令和 年 月 日

(宛先)
国スポ・障スポ栗東市実行委員会
会長 竹村 健 様

申請者 住所
氏名

発行責任者

担当者

電話番号

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金について、交付対象事業が完了したので、デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり書類を添えて報告します。

1	精算額	デモンストレーションスポーツ運営事業	金	円
		合 計	金	円

2 添付資料

- (1) 事業完了報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(附表1-1~1-7)
- (3) その他会長が必要と認めるもの

様式第2号(第4条、第6条、第9条関係)

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金 事業計画書
(変更事業計画書・事業完了報告書)

市町名	栗東市
競技名	

1 期日及び会場

期日	
会場名 所在地	

2 参加者数

区分	参加者数 (人)	備考	
個人参加			
チーム参加		チーム数	1チーム人数
参加者 合計			

3 競技役員等動員計画

区分	動員数(人)	備考(業務区分ごとの人数)
	実人数	
競技役員		
競技補助員		
競技会係員		
競技会補助員		
合計	0	

付表1-1

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金 収支予算書(変更収支予算書・収支決算書)

市町名	栗東市
競技名	

1 支出

区分	予算額	決算額	増減	内訳	備考
1 開催運営経費				付表1-2	
2 臨時仮施設整備経費				付表1-3	
3 競技用消耗品購入経費				付表1-4	
4 競技用備品等借上経費				付表1-5	
5 県内競技役員交通費				付表1-6	
6 その他経費				付表1-7	
合計	0				

2 収入(県・市町負担金以外)

区分	金額	決算額	増減	内訳等
1 参加料				
2 競技団体負担金				
3 その他				
合計	0			

3 交付対象経費

(支出－収入)又は 75万円のいずれか低い額	0
---------------------------	---

※千円未満切捨て

付表1-2

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金 開催運営経費内訳書

市町名	栗東市
競技名	

○開催運営経費

区分	金額	内訳
①救護医師・看護師への謝金		
②競技役員等の弁当代		
③大会運営用消耗品の購入に要する経費		
④看板類の作成(購入)に要する経費		
⑤医療品・救護用品の購入に要する経費		
⑥競技別実施要項、プログラム等の印刷物の作成に要する経費		
⑦郵便料		
⑧仮設電話の設置料、使用料および通話料		
⑨競技役員等の識別支給用品の作成(購入)に要する経費		
⑩競技役員等の傷害保険の加入に要する経費		
合計	0	

デモンストラージュンスポーツ運営事業 臨時仮施設整備経費内訳書

仮施設設名	必要性・用途等	内容・規模等	市町名		栗 東 市		競技名	備考
			設置期間	数量(a)	単価(b)	所要経費(a)×(b)		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
			日間			0		
合計						0		

(注) 大会終了後、引き続き使用できるものは記載しないでください。

(注) 原則として、既存・現有の競技用具を使用することとし、不足する必要最低限のものを記載してください。

デモンストラেশionsポ-ツ栗東市運営交付金 競技用備品等借上経費内訳書

借上備品名	必要性・用途等	借上先	市町名		栗東市		競技名	備考
			借上期間	数量(a)	単価(b)	決算額(a)×(b)		
			日間					
			日間					
			日間					
			日間					
			日間					
			日間					
			日間					
			日間					
							0	

(注) 原則として、既存・現有の競技用具を使用することとし、不足する必要最低限のものを記載してください。

デモンストラシヨンスポーツ栗東市運営交付金 競技役員交通費内訳書

No	役職名	出発地	交通費			備考
			単価(a)	回数(b)	交通費計(a)×(b)	
1					0	
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
16					0	
17					0	
18					0	
19					0	
20					0	
合計						
						0

(注) 日当を除きます。

デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金 その他経費内訳書

※合計欄以外に計算式は入力されていませんので、適宜入力してください						市町名	栗東市	競技名	備考
項目	必要性・用途等	内容・規模等	期間等	所要経費					
				内訳	金額				
合計									0

(注) 付表1-1～1-6の項目に含まれないもので、必要と認められるものを記載してください。

・第79回国民スポーツ大会 栗東市およびデモンストレーションスポーツ競技団体の業務
分担・経費負担基本方針（案）

・第79回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ栗東市運営交付金交付要綱（案）

（制定理由）

滋賀県と開催市町との業務分担および経費負担についての規程はあるものの、開催市町と競技
団体とのものが明示されていないため、各競技の実施要項が作成されたことを契機に開催までの
準備および運営を円滑に実施できるよう規定するものです。

わた SHIGA 輝く国スポ栗東市旅費等支給規程

(案)

(目的)

第1条 この規程は、栗東市で開催するわた SHIGA 輝く国スポ栗東市開催競技の運営に従事する者（以下「従事者」という。）に対して、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

ただし、他市と大会を共催する競技において、別に当該旅費等の支給に関する規程等を設ける場合については、この限りではない。

(支給対象者)

第2条 従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。

ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合等については、この限りではない。

(1) 競技役員

(2) 競技補助員（高校生）及び引率者

(3) その他、旅費等の支給に対して、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会長が認めたもの

(支給対象期間)

第3条 旅費等の支給対象期間は次のとおりとする。

(1) 競技及び公式練習を実施する期間

(2) 競技運営業務上、市実行委員会が必要と認めた期間

(旅費等の種類及び支給基準)

第4条 旅費等の種類及びその支給基準は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。なお、市実行委員会が計画輸送を行う場合、計画輸送を行う区間の交通費は支給しない。ただし、やむを得ない事由により計画輸送を利用できない場合はこの限りではない。

また、競技団体との協議により支給する必要がないと認められる場合は、旅費等の全てまたはその一部を支給しないことができるものとする。

(支給事務)

第5条 旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができる。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者	種類		支給基準	
			支給額	説明
競技役員	交通費	市内	支給しない	・市内居住の役員に交通費を支給しない。
		市外	実費相当額	・居住地最寄駅から競技会場最寄駅までの往復運賃を支給する。ただし、市実行委員会が効率的であると認める場合には、車賃等その他の方法により算定した金額を支給することができる。なお、車賃の額は1キロメートルにつき18円とする。
	諸費		定額	・1人1日当たり2,200円を支給する。
	宿泊費		実費相当額	・宿泊料金は、わたSHIGA輝く国スポ宿泊要項に基づき、合同配宿センターを通じて宿泊した施設の宿泊料金（1泊2食付き）相当額を支給する。 ・県外役員に限り支給する。ただし、競技運営業務上、市実行委員会が必要と認める場合はこの限りではない。 ・入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。
競技補助員（高校生） 及び引率者	交通費	市内	支給しない	・市内居住者又は、市内在学者及びその引率者に交通費を支給しない。
		市外	実費相当額	・所属する学校の最寄駅から競技会場最寄駅までの往復運賃を支給する。ただし、居住地から目的地に直に旅行することに合理性が認められる場合は、居住地最寄駅から競技会場最寄駅までの往復運賃を支給する。
	諸費		支給しない	
	宿泊費		支給しない	
市実行委員会会長が 必要と認めたもの	交通費		実費相当額	競技役員の例による。
	諸費		定額	競技役員の例による。
	宿泊費		実費相当額	競技役員の例による。

第1号議案 「わた SHIGA 輝く国スポ栗東市実行委員会旅費等支給規程（案）」説明資料

「わた SHIGA 輝く国スポ栗東市実行委員会旅費等支給規程（案）」について

1. 目的

わた SHIGA 輝く国スポ運営従事者の旅費等の支給に関する基本的事項を定め、支給業務の適正化を図ることを目的とする。

2. 支給対象者

主に競技の運営に携わる競技役員及びその補助をする競技補助員（引率者含む）を対象としている。

3. 支給対象期間

競技及び公式練習を実施する期間を対象としている。

4. 種類及び支給基準

①競技役員について

種類	支給基準	基準根拠
交通費	市外居住者に対し居住地から会場間の実費相当額（鉄道賃または車賃）を支給	栗東市職員等の旅費に関する条例
諸費	1人1日当たり2,200円の支給	わた SHIGA 輝く国スポ会場地市町運営交付金交付要綱（案）
宿泊費	わた SHIGA 輝く国スポ宿泊要項に基づき、合同配宿センターを通じて宿泊した施設の宿泊料金（1泊2食付き）相当額を支給	わた SHIGA 輝く国スポ宿泊要項

②競技補助員（高校生）及び引率者について

種類	支給基準	基準根拠
交通費	市外に在学しかつ市外に居住する者に対し、居住地から会場間の実費相当額（鉄道賃または車賃）を支給	栗東市職員等の旅費に関する条例
諸費	支給しない	競技会補助員（高校生）は「学校教育活動の一環」として参加するため
宿泊費	支給しない	自宅からの従事となるため

5. 支給事務

支給事務については、競技団体に任せた方が事務が円滑に進む場合も考えられるため、委託することができることとしている。